

モデルケースごとの 試算をご紹介します

※詳しくは、国保年金課（内線 510）へ。

国民健康保険制度は、病気やけがをした時に安心して医療を受けられるように、加入している皆さんが保険税としてお金を出し合い、互いに助け合う制度です。

4月10日号では、国民健康保険制度を安定的に運営していくために、国民健康保険税の税率などを改正する必要性について説明しましたが、5月10日号では、改正後の保険税率による国民健康保険税額について、モデルケースごとに試算しました。

●モデルケース1【40歳・単身世帯】

給与収入430万円（算定基礎額257万円）

	令和7年度	令和8年度	差額
医療給付費分	237,000円	237,800円	+ 800円
後期高齢者支援金等分	79,800円	90,400円	+ 10,600円
介護納付金分	32,900円	57,800円	+ 24,900円
子ども・子育て支援金分	—	9,800円	+ 9,800円
合計	349,700円	395,800円	+ 46,100円



●モデルケース2【30代の夫婦・未就学児2人の4人世帯】

夫…営業所得200万円（算定基礎額157万円）

妻…給与収入100万円（算定基礎額0円）

子ども…所得なし

	令和7年度	令和8年度	差額
医療給付費分	175,200円	202,200円	+ 27,000円
後期高齢者支援金等分	62,400円	77,800円	+ 15,400円
介護納付金分	0円	0円	—
子ども・子育て支援金分	—	7,400円	+ 7,400円
合計	237,600円	287,400円	+ 49,800円



●モデルケース3【70歳の夫婦・2人世帯】

夫…年金収入200万円（算定基礎額47万円）

妻…年金収入90万円（算定基礎額0円）

	令和7年度	令和8年度	差額
医療給付費分	61,600円	74,500円	+ 12,900円
後期高齢者支援金等分	22,200円	29,000円	+ 6,800円
介護納付金分	0円	0円	—
子ども・子育て支援金分	—	3,100円	+ 3,100円
合計	83,800円	106,600円	+ 22,800円

